



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下

さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp

〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-

10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

事務所通信・スターダスト

2012年12月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 通信送付のご挨拶

謹啓 霜寒の候、寒さがひとしお身にしみるところとなりましたが、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私は一昨年の12月1日に行政書士登録を完了し、丸2年が経ちました。来月から行政書士として3年目に入ります。もう3年目まだ3年目どちらの感もありますが、行政書士としての仕事のリズムができてきました。一番怖いのは緊張感を失うこと。適度な緊張感をもって3年目、お客様の役に立てるよう一層頑張ります。宜しくお願いいたします。 謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 市川市行政書士相談会の相談員を務めて参りました

11月12日、午後1時から5時まで市川市役所本庁舎において、市民向けの行政書士無料相談が行われ、相談員を務めて参りました。当日は5名の方のご相談をお受け



いたしました。相談内容は相続・遺言、任意後見契約等に関するものでした。本年度の無料相談会は本庁舎では毎月第2月曜日に開催され、2名の行政書士が皆様のご相談に対応いたします。当事務所は、本庁舎と行徳支所にてご相談にあたります。次回1月行徳支所にて相談員を務めます。日程は「広報いちかわ」に掲載しておりますので、市川市の皆様お気軽に行政書士無料相談をご利用ください。事前予約は不要です。

(2) 開業体験談を発表して参りました



11月17日午後、私が開業前にお世話になった都内の桂井先生が主催する日本行政専門学院において、開業体験談を発表して参りました。本年の2月に引き続き2回目となります。私自身が開業前、開業準備の段階から、どのような過程をたどりながら現在に至ったのかを、開業を志す生徒8名の方に約90分にわたりお話ししました。

私自身はまだ途半ではありますが、私の開業体験がこれから開業をする方のお役に少しでも立てたらという思いで、この2年間にあった様々な素晴らしい出会いを含めて、お話ししました。特に開業1年目と2年目の違いについて。講義終了後に沢山の質問があり、回答させていただきました。この事務所通信も資料として配布いたしました。

開業体験談をお話することで自分の現在の立ち位置がわかり、私自身のためになったと思っております。今後ともこういった機会にお話させていただきたいと思っております。

(3) 行政書士試験の試験監督を行いました

11月16日午後、本年度の行政書士試験が行われました。千葉県では日大理工学部（船橋市習志野台）を会場として行われ、私は試験場の監督員として試験監督を行いました。受験生の皆様が快適に受験できるよう配慮させていただきました。午後4時無事に試験は終わりました。

(4) 市期一会が本八幡で開催されます

12月1日午後より本八幡駅前の商店街で、市川商工会議所青年部が主催する「市期一会第2回」が開催されます。当日は私も係員として参加しております。グルメ×街歩き×大規模交流が合体した本八幡を舞台にした地域活性化プロジェクトです。



(5) BNI ソートフルチャプター異業種交流会を開催しました

11月2日の午前、都内のグランドヒル市ヶ谷にて、一専門分野一人の異業種交流会 BNI ソートフルチャプターの設立準備ミーティング&交流会の第2回を行いました。15名の方々にご参加いただき、村上詩人ディレクターから BNI の理念、趣旨説明を行なっていただきました。弁護士、税理士等の士業と経営者の皆様の交流も大いに図られました。16日に第3回目の設立準備ミーティング&交流会を開催しました。地元市川からも含め 16 名の方々にご参加いただきました。ご協力いただき誠にありがとうございました。市ヶ谷での活動は今回で一旦終了となります。

(6) NPO 成年後見支援センターの研修会に参加しました

26日午後、NPO 法人千葉県成年後見支援センターの研修会に研修委員として参加しました。今回は会員による「成年後見の相談事例」「地域との連携のためにできること」の発表と、『後見信託支援信託』の制度と利用方法についてりそな銀行信託ビジネス部の柳田様よりご説明をいただきました。新しく始まった信託支援制度について知識を得る非常によい機会となりました。今後も研鑽を積んでいきたいと思っております。

3 業務インフォメーション

1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。

2) NPO 法が改正、施行されましたが、内容をご存知ですか

平成 23 年 6 月に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、24 年 4 月に施行されました。制度の使い易さの向上、制度の信頼性の確保、新たな認定制度が改正の大きな特徴です。簡単にその概要をご説明します。

■使い易さの向上

①所轄庁の変更 その主たる事務所が所在する都道府県知事（政令指定都市市長も（その市のみの場合））

②活動分野の追加 既存 17 分野に加えて⑧観光の振興を図る活動⑨農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動⑩前記までに準ずる活動として条例で定める活動（千葉県ではなし）

③社員総会決議の省略 社員の全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該同意を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます 他

■制度の信頼性の確保

①認証後未登記団体の認証の取消し（認証の日から 6 月以内）

②定款に理事の代表権を制限する規定を設けた場合、代表権を持つ理事のみを登記 他

■新たな認定制度 「認定 NPO 法人制度」が改正されました

認定事務の実施主体が、国税庁長官から所轄庁に変更されました。また、設立後間もなく、活動実績が少ない NPO 法人にも税制優遇の対象を広げるため、設立 5 年未満の法人が一度だけ利用できる制度として「仮認定制度」が導入されることとなりました。

当事務所では、NPO 法人の設立、認証のサポートを行っております。ご興味のある方はお気軽にどうぞ。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239